

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:保健福祉部 長寿福祉課
(支援係 /内線:2834)

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	入所措置費用の徴収	
処分権者	福祉事務所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	老人福祉法 (昭和38年法律第133号)
	根拠規定条項	第28条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則 (昭和55年奈良市規則第36号)
	基準規定条項	第2条、第3条、第4条
	処分基準	○老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則 (措置費用の徴収) 第2条 市長は、措置費用の全部又は一部を老人保護措置を受けた者（以下「被措置者」という。）及びその扶養義務者（民法（明治31年法律第9号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）のうち主たる扶養義務者から月額により徴収する。 (徴収金の額) 第3条 前条の規定により市長が徴収する措置費用（以下「徴収金」という。）の額は、次のとおりとする。 (1) 養護老人ホームに入所する被措置者 別表第1の対象収入による階層区分に応じて定まる額 (2) 主たる扶養義務者 別表第2の税額等による階層区分に応じて定まる額 ※裏面に続く
行政手続法(条例) 第13条適用関係	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成29年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

	基準内容
審査規準等 補足	2 前項の規定にかかわらず、月の中途において老人保護措置を開始し、又は廃止した場合における当該月分の徴収金の額は、日割計算による。この場合において、円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (申告) 第4条 被措置者は、老人保護措置の開始の日から起算して5日を経過する日までに、及び当該措置開始の日の属する年の翌年以後については毎年5月末日までに、前年中の収入額及び必要経費の額を申告しなければならない。 2 前項の申告は、収入申告書(別記第1号様式)に、前年中の収入額及び必要経費の額を証明する書類を添えて行わなければならない。 【根拠法令】 老人福祉法 (費用の徴収) 第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる